

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

都城市長

## 公表日

令和4年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理事務
②事務の概要	<p>公営住宅法及び都城市営住宅条例に基づく事務のうち、以下の事務を特定個人情報ファイルを使用して実施する。</p> <p>① 市営住宅の入居資格の確認            ② 家賃の決定及び変更            ③ 家賃の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理            ④ 名義変更、同居の承認及び不正入居者対応            ⑤ 収入超過者及び高額所得者の認定</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <p>1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する            2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。            3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。            4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。</p> <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <p>① 特定個人情報の入手 【有】            ② 特定個人情報の使用 【有】            ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【無】            ④ 特定個人情報の提供・移転 【無】            ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続 【有】            ⑥ 特定個人情報の保管・消去 【有】            ⑦ 監査 【有】            ⑧ 従業者に対する教育・啓発 【有】</p>
③システムの名称	MICJET 住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 19の項及び61の2の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二            【別表第二における情報提供の根拠】なし            【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」又は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」が含まれる項(31の項、85の2の項)            2. 平成26年内閣府・総務省令第7号            【情報照会の根拠】 第22条及び第28条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅施設課 市営住宅担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先

郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

